

1. 補助金の基本概要

Q. 対象期間はいつからいつまでですか？

- A** 申込みの受付：令和 8 年 9 月 1 日から
対象となる購入・設置日：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで
(予算がなくなり次第、受付を終了します)

Q. 令和 8 年 4 月 1 日より前に購入したものは対象になりますか？

- A** 対象外です。令和 8 年 4 月 1 日以降に購入・設置したもののだけが対象です。

Q. 補助金の予算額に達したらどうなりますか？

- A** その時点で、その年度の受付を終了します。終了時期は市のホームページでお知らせします。

Q. 郵送申請の途中で予算の上限に達した場合はどうなりますか？

- A** 予算上限を超えた日に届いた申込みは、抽選により補助金の交付を受ける者を決定します（電子申請・持参・郵送・FAX すべて対象）。
郵送の場合、届いた日ではなく「消印日」を申込日とします。

2. 補助対象となる方・建物

Q. 誰がこの補助金を受けられますか？

- A** 次の 3 つに当てはまる方です。
- ① 枚方市に住民登録がある、または枚方市に住んでいることを証明できる（公共料金の領収書など）
 - ② 対象の器具を新品で買った
 - ③ 1 世帯につき 1 回

Q. 事務所や法人は対象となりますか？

- A** 対象外です。

Q. 賃貸住宅やアパートに住んでいますが、申請できますか？

- A** できます。
- ただし、壁にネジで固定する器具や分電盤タイプの感震ブレーカーを取り付

けるなどするときは、先に管理会社や大家さん（賃貸人）の許可を得るなど適切に対応してください。

Q. 1 世帯で複数の住居を所有していますが、住居ごとに申請できますか？

A できません。1 世帯につき 1 回だけです。

Q. 2 世帯で同居していますが、それぞれ申請できますか？

A 同じ世帯なら 1 回だけです。

住民票の世帯を分けている（世帯分離している）場合は、世帯ごとに申請できます。

Q. 避難行動要支援者世帯とは何ですか？

A 枚方市の「避難行動要支援者名簿」に登録されている以下の方がいる世帯のことです。

- ・ 要介護 3～5 の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を交付されている人
- ・ 障害者総合支援法のサービスを利用されている難病患者の人
- ・ 旧災害時要援護者名簿に登録された人

3. 補助対象品目と条件

Q. どのような器具が補助対象になりますか？

A 主な対象品目はチラシまたは本市ホームページをご確認ください。

Q. 家具固定器具と感震ブレーカーを両方購入した場合、両方とも補助されますか？

A はい。両方の購入費を合計した金額が補助の対象になります。

上限額： 5,000 円 / 避難行動要支援者世帯 10,000 円

1 世帯 1 回の申請なので、別々に申請せず、まとめて一度に申請してください。

Q. インターネット通販（Amazon、楽天市場など）で購入したものも対象になりますか？

A 新品であれば対象です。

購入店の領収書、または購入日・品名・金額・店舗名がわかる「購入履歴画

面」を印刷して提出してください。

Q. 支払方法（クレジットカード、キャッシュレス決済、ポイント利用、着払いなど）に制限はありますか？

A クレジットカードやスマホ決済も使えます。ただし以下の点に注意してください。

- ・代引き手数料、振込手数料、配送料は対象外（器具本体の価格だけが対象）
- ・ポイントやクーポンを使ったときは、利用後の実際に支払った金額（自己負担額）が対象になります

Q. 中古品やフリマアプリ（メルカリなど）、個人売買で買ったものは対象になりますか？

A 対象外です。

Q. 器具の設置費用（工賃）も補助されますか？

A 避難行動要支援者世帯のみ、対象になります。

器具の購入費に加えて、業者に頼んだ設置工事費も、上限額（11,000 円）の範囲内で補助されます。

それ以外の世帯は、購入費のみが対象です。

Q. 補助対象は消費税込み・消費税抜きのどちらになりますか？

A 消費税込みの金額が対象です。

Q. 申請書類を郵送したいのですが、その送料は対象ですか？

A 対象外です。申請者のご負担となります。

Q. 世帯が分離した場合は申請できますか？

A 分離した世帯に既申請者がいない場合、新たに申請できます。

Q. 補助上限額に達していない場合、2 回目の申請はできますか？

A 補助上限額に達している、いないに関わらず、申請は、1 世帯 1 回限りです。

4. 申請方法と必要書類

Q. 申請方法を教えてください。

A 次の4つの方法で申請できます。

① 電子申請：市ホームページの電子申請フォームから、24時間いつでも申請できます。

② 窓口持参：市役所の担当窓口（危機管理対策推進課）へ直接お持ちください。受付時間は9時～17時まで

③ 郵送：必要書類を封筒に入れ、下記提出先にご郵送ください。

④ FAX：072-841-3092

【問い合わせ・提出先】

枚方市役所（別館3階）危機管理部 危機管理対策推進課

住所：〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話：072-808-6237

FAX：072-841-3092

Q. 申請に必要な書類は何ですか？

A 主に次の書類が必要です。

1. 補助金交付申請書兼請求書（市指定の様式1）※電子申請の方は入力フォームで作成されます
2. レシートまたは領収書などの写し（購入品名・購入日・金額が分かるもの）
3. 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード表面など）
4. 振込先口座が確認できる書類の写し（通帳、キャッシュカードなど）
5. 設置後の写真（設置箇所および器具が確認できるもの）
6. *（避難行動要支援者世帯のみ）*避難行動要支援者世帯であることを証明する書類の写し（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証など）
7. *（避難行動要支援者世帯のみ）*設置費用の補助もあわせて申請する場合は、設置に係るレシートまたは領収書の写し（設置品名・設置日・金額が分かるもの）

Q. 申請書はどこにありますか？

A 危機管理部（市役所別館3階）のほか、北部支所、津田支所、香里ヶ丘支所に配置しています。

Q. 申請書を窓口を持って行けない、または自分で書けない場合はどうすればいいですか？

A 委任状を提出いただければ、代理人の方が申請できます。

Q. 設置後に見えなくなる器具（粘着マットなど）の写真はどうしたらいいですか？

A 撮影が難しいときは、設置場所と器具そのものがわかる写真を提出ください。

Q. 持参、郵送、FAX の場合に提出する写真はどちらがいいですか？

A 設置状態がわかれば、写真は紙で印刷されたもの現像写真のコピーなど白黒状態での提出でも OK です。ただし状態がわからない場合は、わかる写真を再提出してもらうことがあります。

Q. 購入費と設置工事費が一式の金額になっているレシートや領収書しかありませんが、申請できますか？

A できません。購入費と設置工事費、それぞれの金額がわかるものを用意してください。

Q. レシートや領収書をなくしてしまいました。申請できますか？

A できません。購入時期や金額がわかる書類（ネット通販の購入証明書を含む）がないと、申請を受け付けられません。大切に保管してください。

Q. 提出した書類（領収書の原本など）は返却されますか？

A できません。領収書など原本が必要な場合はコピーを提出ください。

Q. 間違って申請した場合、または 2 回以上申請した場合はどうなりますか？

A 間違えた場合は、もう一度申請し直してください。

2 回以上申請した場合は、最後に申請した内容で審査します。

ただし、交付決定後は修正できません。決定後に届いた申請は二重申請となり、補助を受けられません。

Q. 申請した補助対象額が上限額以内でした。残りの分を再度申請できますか？

A （例）上限 5,000 円の世帯が 6,000 円分購入し、補助金 3,000 円分だけ申請した。追加で 4,000 円分を購入し、補助金 2,000 円の申請をしたい場合。

交付決定前なら、一から申請し直してください。（購入金額 10,000 円で 5,000 円分の補助金申請をおこなってください。）

最後に申請された額のみ審査します。

ただし、交付決定後は二重申請になり、追加分は補助を受けられません。

5. 審査・決定・交付（振込）

Q. 申請書を提出したあと、審査状況を確認する方法はありますか？

A できません。電話などの問い合わせも受け付けておりません。

Q. 申請から補助金が振り込まれるまで、どのくらいの期間がかかりますか？

A 書類到着から約 60 日（混雑時は最大 90 日）で審査し、枚方市家具類固定器具等購入等補助金交付決定兼確定通知書を送った後に振り込みます。

記入漏れ、写真の不備、書類不足があると、補正のためさらに日数がかかります。

Q. 補助金の振込日は事前に教えてもらえますか？

A 事前通知は行っていません、口座記帳でご確認ください。（通常、交付決定通知後、概ね 1～2 ヶ月以内を目途に振り込みます。）

Q. 申請者と異なる名義の口座（家族の口座など）に振り込んでもらえますか？

A できません。申請者本人と口座名義人は同じ人にしてください。

Q. 申請書類に不備があった場合はどうなりますか？

A 市からメール、電話または書面で、書類の補正（追加・再提出）をお願いします。市が指定する補正期限までに対応いただけないと、申請が却下（不交付）されることがあります。連絡が来たら早めにご対応ください。

6. 補助金の返還・その他

Q. 交付決定が取り消されたり、補助金を返還しなければならなくなったりすることはありますか？

A あります。偽りの申請や不正な方法で受け取ったこと、対象外の商品を対象と偽ったことがわかった場合は、交付決定を取り消し、支払った補助金の全額または一部を返してもらいます。